

議案第十三号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日



三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年参月拾九日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和五十年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次の各号の一に該当する者」を「伝染病その他悪質な疾患を有する者」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。